

## 書評

小城拓理著

『ロック倫理学の再生』

(見洋書房、2017年)

佐々木 拓

### はじめに

本書の目的を端的に述べるなら、ロックの同意論と抵抗権論という、『統治二論』の中心的な主張でありながら言説上の不整合や概念上のあいまいさゆえに過去の遺物として退けられてきた政治哲学理論について、その整合的解釈を示し、さらにその解釈を倫理学理論として展開することで、その現代的意義を提示するというものである。著者は、先行研究とロックのテキストを綿密に読み込むことで、自然状態、自然法、社会、統治、同意、戦争状態といった基本的な概念に整合的で明確な解釈を与え、また、「人間関係としての自然状態」、「正当性」と『正統性』の区別そして「条件付きの推定による暗黙の同意」などの分析上の新たな道具立てを導入することで、『統治二論』という難解なテキストの整合的な解釈を打ち出すことに成功している。とりわけ、「正当性」と『正統性』の区別は、著者がロック研究史に新たに付け加えた卓見である。これらのアイデアや解釈は、混乱と誤読へと導かれがちなロックのテキストを読む際に大きな手助けになるだろう。

以上の道具立てや最終的に導出される解釈については評者も同意し、高く評価する。そうすると本評で吟味の余地があるのは目的のうちの後者、すなわち倫理学理論としての意義ということになるだろう。ロックの学説を規範理論として再解釈するという試みは、この領域に新たな視点を導入する興味深いものである。その一方で、本書の要諦である第2部の主張をこの視点から眺め返し、それらの規範的な意味を考えると、主張内容の妥当性に疑念が生じる。とりわけ「同意をしないこと」や「統治に異議を申し立てること」の含意を検討してみると、著者の主張する現実的同意の内実がよくわからなくなってくるのである。本評では、著者が退けた仮説的同意論をあえて擁護することで、同意の規範的役割を検討したい。

### 第1節：ロック倫理学とは

本書は3部構成であり、その肝は第2部で展開される、同意論（第4章、第5章）と抵抗権論（第6章）である。これらを中核として、第1部にあたる第1章から第3章ではその道具立てとなる自然権および自然法概念の解釈が準備され、第3部にあたる第7章および第8章、そして終章にわたって第2部の主張と道具立てが現代の議論におよぼす影響と、その規範的意義が示される。

以下では、理論の規範性を吟味するために「ロック倫理学」の内実を確認するが、あらすじの紹介というよりは基本的主張内容の確認が主となる点を了承いただきたい（あらすじについてはすでに下川2018で簡潔にまとめられているためそちらを参照されたい）。なお、本書で展開される各主張や道具立てにはロックのテキスト上の根拠が細やかに示されているが、本評の目的に照らして（また紙面の制限のため）これらに言及することは避けている点を注記しておく。

まず、第1部では自然状態と自然法の解釈が提示される。ここで重要となるのは、第1章で確認される、「自然法の範囲内で自由に自分の所有物と身体を処理できる」(ST, 4/p. 21<sup>(1)</sup>)という自然状態の定義と<sup>(2)</sup>、第2章で展開される「自然状態は個人間に成立するある種の関係である」という解釈である。これに従うなら、自然状態とは「権威を持った共通の裁判官 (Judge) がいない」状態 (ST, 19)、換言すれば「共通の統治が存在しない者同士の人間関係」を指すため (p. 38)、一旦誰かが統治に入ったとしても、その人は統治外の人々とは実際に自然状態にありうる。また、共通の統治に服するには同意が必要なため (p. 40)、結果として、「生まれながらにどこの国、どこの統治の被治者でもない」(ST, 118) 子供は同意をするまでは他の人々とは自然状態の関係にある点もおさえておかなければならない (p. 41)。

このような自然状態理解は、統治下でも自然法が未だに重要な行為指針でありうることを示唆する。その内容は第3章で検討されるが、著者は「基本的自然法」としてその必要最小限を知るだけでよいとハードルを下げた上で (p. 53)、内実の探求法を「評判法」の検討に求める (p. 57)。

第1部の内容を元に、第2部では「ロック倫理学」の内実として第4章および第5章で同意論が、第6章で抵抗権論が考察される。同意論についての著者の独創性は、ひとつには、従来の仮説的同意論を退け、現実的同意論を採るところにある（第4章）。この時決定的な役割を果たすのは「正当性」と「正統性」の区別である。前者は統治が自然法に適っていること、すなわち被治者の生命および財産を保全するものであることを意味し、後者は統治が統治下の特定個人によって同意を与えられていることを意味する（p. 69）。ここで重要なのは、正当性は正統性の必要条件だということである。「不当な統治は例外なく非正統な統治である」ため、不当な統治に人間が同意を与えることはないし、できない。それゆえ、不当な統治に人は服従義務を負うことがない（p. 72）。

この区別をふまえると仮説的同意論とは、正当性を統治への服従義務の必要十分条件とみなす立場だと言える。これは先の区別をしないこと、すなわち「正統性」に正当性と正統性の両方の意味を読み込むことの結果なのだろうが、そのために仮説的同意論は「統治の正当性から正統性を導出する」（p. 73）か、服従義務の根拠を自然法の中に読み込むことを迫られる（p. 73）。著者の解釈では、いずれの道もテキスト解釈として矛盾をはらんでいる。

現実的同意論の積極的な優位性は、正当性と正統性を区別することで、「正当ではあるが非正統な統治」の余地を認識できる点にある（p. 78）。そのおかげで、仮説的同意論には満たすことができない「特別性要件」を充足できる、すなわち、われわれはどの個別の統治に服従すべきかを説明できる（p. 79, p. 141）。また、先の自然状態理解の帰結として、「正当な統治の下にいたとしても、その統治に対する同意を保留し続けることで、それへの服従義務を負わない」といった事態を現実的同意論であれば説明できる（p. 78）。

統治への服従義務には現実的同意が必要だとし、原則としてそれは明示の同意でなければならない。しかしながら、場合によっては統治に対して異議を唱えないことがサインとなり、沈黙が明示の同意と同じ役割を果たすと著者は主張する

（第5章）。暗黙の同意とは沈黙によって推定される同意とされるが（p. 88）、従来これは一時的な服従義務しか生まないとされてきた。しかし、沈黙することが同意を示す「コンヴェンション」（p. 94, 97）がある場合にはそれは明示の同意の機能を果たすという点（p. 95）、そして立法部が存在する（立法部への参入が個人に開かれている）にもかわらず異議を唱えないことを社会加入の同意とする点（p. 98, p. 167）、ロック同意論における著者の独自性を示すもう一端である。ただし、それが社会加入の同意とみなされるのは、いかなる社会に対しても未同意の人のみである。すでに社会に加入している外国人についてはこのような暗黙の了解が適用されないので、外国人の居住は（従来の解釈での）暗黙の同意であり、一時的な服従義務のみが推定される（p. 96）。

抵抗権論に話を移す前に、ここで統治と同意の関係についての前提を確認しておくことは今後の議論にとって有益である。まず、同意は原則として社会に対してなされ、社会の多数者に服従する義務を生みだす（p. 63）。したがって、統治への服従義務は「社会への服従義務を介した間接的なもの」である（p. 64）。統治は立法部と執行権をもつ人物から構成されるが（p. 64）、社会への加入者は自然権の一部（自他の保存のための自由と犯罪者の処罰権）を放棄し（p. 63）、これらに譲渡しなければならない。とはいえ、これには信託という条件がついているため（p. 64）、統治が信託に反した際には抵抗することが認められる（p. 102）。

抵抗権が成立するためには統治と独立した社会の存続が不可欠である。これを示すために第6章では、「統治が解体すれば人々は自然状態に戻るものの社会は存続する」という事態の解明がなされる。統治の解体とは統治と社会との戦争状態を指す（p. 107）。統治は信託に反することでかつての被治者と戦争状態に陥る。それと同時に、それまで譲渡されていた権利を喪失するため共通の裁判官を失う。ここで統治と人民は自然状態でありながら戦争状態でもありうることになるが、これは矛盾しない。というのは、戦争状態もまた自然状態と同様に人間関係であり、かつ独立した関係

性だからである。戦争状態とは、敵意と破壊の意思の表明によって生じる個人間の関係であり (p. 109)、自然状態とは「共通の裁判官が存在しない者同士の関係」である。両者に概念的な依存関係は存在しないため、戦争状態は自然状態であっても統治下であっても出現しうる (p. 110)。

第3部では、以上の主張からその現代的意義が導出される。第7章ではヒュームの批判からロック同意論を擁護することが目指されるのだが、ここで注目すべきは同意が推定されるための条件である。ヒュームによる批判とは、1. 服従義務は社会的利益から引き出せるとする同意不要論 (p. 123)、2. 強制的な同意による服従義務導出のおそれ (p. 124)、3. 压制者への同意の推定 (pp. 124-5) の3つである。1については第4章において解決されているため、ここで重要なのは、2と3である。これに対して著者は、沈黙が同意の明示となる条件を再度、詳しく確認することで回答する。ひとつは自然法に適用していることであり、もうひとつは立法部をもつという政治形態上の制約である。前者は強制による同意を無効とするための条件である (pp. 129-30)。後者の意味は一見わかりづらいが、人々がなす同意は多数者に従うという同意であり、それは社会から選出された代表者から成る立法部の是認した法に従うことだという指摘をふまえるなら (p. 132)、「自由を法を選択する機会がある」ことだと評者は理解した。

第8章ではロールズなどの現代の社会契約論、特に同意を仮説的なものにする「評価的契約論」を批判することでロックの理論の意義が示される。評価的同意論が特別性要件を満たすには「正義の自然的義務論」を必要とするが、結局この要請は応えられないことがない。ここでの論争自体は興味深いものの、議論としては第4章の繰り返しである。本評の目的からは、ロックの同意論では外国人が加えた危害に対しては自然権に照らして処罰ができるという点を確認しておけば十分であろう (p. 148)。

## 第2節：ロック倫理学の規範性

本書で示される「ロック倫理学」は、個人と統治(社会)との関係を扱う同意論と、統治(内の

個人)と統治外の人(々)との関係を扱う自然法論から成ると言えよう(下川2018, p. 53も参照)。そこに含まれる規範性に関わる主張を評者なりに解釈すると以下ようになる。

- a) 個人は自然状態において自由で平等な自然権をもつ。
- b) 統治への服従義務を負うのは、統治が自然法に適用しており(正当性)、かつ個人が実際に同意を与えている(正統性)場合であり、その場合に限られる。
- c) 同意は明示のものでなければならないが、特定の条件が揃っている場合には異議を唱えないという沈黙が同意の明示と推定される。
- d) 同意の推定が有効であるのは、統治の領域下に居住しており、外国人ではなく、他の統治への同意が開かれており(状況的強制の不在)、立法部への参加が開かれている場合に限られる。
- e) 統治に同意した場合には、立法部の制定した法に従うとともに自然権上の処罰権を放棄しなければならない。
- f) 統治が信託に反する(正当性に反して立法をする、もしくは執行権を濫用する)場合、服従義務は解消され、統治に(武力的に)抵抗してもよい。
- g) 統治が解体する場合であっても、社会への同意は解消されないため、個人は社会への服従義務を引き続き負う。
- h) (外国人を含め)自然関係にある人との対応は自然法および自然権に照らされて処される。
- i) 外国人の暗黙の同意からは一時的な服従義務しか生じない。

以下ではこれらの規範的意義を検証していくのだが、その前にはたして「規範性」とは何を意味するのだろうか。著者と評者の間にはこの概念の理解に差異があるようなので、まずこれを確認しておきたい。評者の理解では、倫理学理論はまず説明理論と規範理論に分けられる。そして規範理論には大まかには「正当化」と「手引き」の役割が求められている。すなわち、ある行為や制度が正しいと言うための根拠を与えるという役割と、どの行為(または制度)を選択すべきかの指針を与

える役割である。以下では手引きの役割に注目して「ロック倫理学」を検討していく。

手引きの理論として見た時にまず引かかるのは、終章で提示される「立法部に参加できない者たちには服従義務が無い」という「ラディカルな」主張である (pp. 169-70)。著者はこれが統治への異議申し立てを後押しすると言うが (p. 168)、「統治への異議申し立て」とは何を意味するのだろうか。それは個別の法律に反対の意を表明することではないだろう。同意は直接的には社会に与えられるため、信託を通じて統治に移される同意は立法部の制定する法の総体もしくは立法部の体制に対してなされると理解するのが妥当だからである。

もうひとつの可能性としては、特定の統治下で育った子供が成人の際に統治に同意しないという事態が考えられるだろう。しかしそうなると、統治が正当であるにもかかわらず、それに同意を与えないままにその統治下で居住するというこの意味を考えねばならない。それはその統治の法に従わないということではありえない。というのは、統治が正当であり、自然法に適っている以上、同意を与えていない自然関係にある人には、その統治の法を尊重しなければならない自然的義務があるためである (pp. 147-8も参照)。このように考えていくと、「統治下にありながら同意をしないことで異議を申し立てる」ということにはほとんど実体がないことになり、それゆえ手引きを与えることはできない。

「統治下での異議申し立て」という概念の内実は不明なもの、「同意をしないことで服従義務を負わない」という考えに規範的な意味を求めることは可能かもしれない。すなわち、同意を与えない人には「特定の統治を離れることが許される」という規範的役割を見出せるかもしれない。仮説的同意論では居住の事実から自動的に同意が導出されてしまうため統治を離れることが許されないが、現実的同意論では同意を保留できるのでそれが可能になるというわけである。この解釈は、「不当な統治には同意が推定されない」、「立法部が存在しない」、もしくは「状況的強制のある同意は無効」といった同意条件の不成立がもつ意味をより明らかにする点で著者にも受け入れやすいよう

に思われる。

とはいえ、このように「統治の選択」という場面を開くと特別性要件が顔を出す。現実的同意という装置は「なぜ特定の統治に服従しなければならないか」の根拠を示しはする。しかし「どの統治を選択すべきか」に手引きを与えることはできるだろうか。想定されるのは「現実に同意する統治」という回答だが、ここから実質的な手引きが引き出せるとは思えない。統治への服従義務を同意によって説明する一方で、なぜその統治に同意したのかを説明できない理論は規範理論としては問題があるだろう。

この問題は著者の立てた「正当性」と「正統性」の区別のもつ意味を疑わせる。「正当ではあるが非正統な統治」という概念にはどれだけの規範的意味があるのだろうか。統治選択の基準を示さないままに、この概念を用いて仮説的同意論を批判するのは不当ではないだろうか。仮説的同意論はこの領域の存在を認知しつつうまく回避しているように見える。例えば、ピトキンは「あなたがその領域下にいるのであるならば」という限定を服従義務に付しているし (p. 67)、ウォルドロンは「インサイダー」と「アウトサイダー」の区別をしているのは著者も承知のはずである (p. 145)。ここに領域外の「正当ではあるが非正統な統治」を持ち出したところで、それは仮説的同意論者が扱うべき事柄ではないだろう。

しかしながら、「正当性」から「正統性」を導くという課題を指摘されるかもしれない。だが、これについては2つの観点から反論できる。ひとつは、仮説的同意論者が同意に求める役割である。著者自身が引くように、ツヴェスパーは同意の役割を「正統な統治に服従することの合理性を説明したり、表現したりする」ことに求めている (p. 67)。またウォルドロンやロールズも仮説的同意論は評価に関わるものであり、義務を生み出すものではないと認めることには著者も同意するだろう (p. 139参照)。仮説的同意論者にとっての同意は現在従っている統治の質を検証し、改善するための装置である。規範的な役割としては「正当かつ正統な統治」という概念があれば十分であり、「正当だが非正統な統治」には規範的な意味は存

在しない<sup>(3)</sup>。

では服従義務はどのようにして導かれるのか。これが反論の2点めだが、人間本性からだと答えることができる。『人間知性論』で示されるような快苦(幸不幸)と欲求に基づく意志決定過程と、行為の帰結の合理的比較考量による欲求の操作といった人間本性を想定するなら、仮説的同意論の枠組みからなされる統治の評価は自然に統治への服従義務を導く。もしかすると、著者と仮説的同意論者(および評者)との間には服従「義務」の理解に相違があるのかもしれない。著者は一度した同意は覆すことができないと考えているように読めるのだが、この義務の捉え方は強すぎはしないだろうか。ダーウォルが主張するような、内的な動機づけを行うという緩い意味で「義務」を捉えるなら、同意の推定についてそこまでの懸念は不要のように思われる(Darwall 1995, pp. 11-3 参照)。

このように見てみると、仮説同意論の問題点は正当性を正統性の必要十分条件としてしまうこと(正当かつ非正統な統治の否定)にあるのではなく、この解釈だと正当性を示す「信託」概念のみで服従義務が説明されてしまうため、そもそも「同意」概念が不要になってしまう点にあるのではないだろうか(下川2018, p. 54も参照)。この点で、著者は仮説的同意論の問題のありかを見間違えていないだろうか。「正当性」と「正統性」の区別は、それ自体優れた洞察であるものの、ここでは単なる批判のための(そして妥当でない)装置にしかかっていないように思われる。

以上のことから、現実的同意論に規範理論上の優位点があるようには思われな。とはいえ、このことはロックの著作を規範的観点から読み解き、そこから新しい理論をくみ取ることが妨げられるものではない。『統治二論』が豊かな思想的果実

の収穫が見込まれる、実りある土壤であることは本書によって示された。本評では今後の議論の起爆剤として、あえて倫理学という観点から場外乱闘をしかけたが、これまで見逃されてきた、ロック哲学のもつ重要な示唆と洞察に本書により光が当てられたことは計り知れない貢献である。本書を機に新しい論争が生まれ、ロック研究の活況につながることを期待する。

## 注

- (1) 本書からの引用・参照については単にページ数のみを示す。また、本書の表記にならない、『統治二論』第二篇からの引用にはSTの略号を付して節番号を記す。この時、翻訳は本書に従う。下線が引用文中のイタリック体表記を、傍点が著者の強調である点も本書にならう。
- (2) 第1章では統治の正当性の基準となる自由やプロパティおよびそれらへの権利についての説明もあるが、本評の目的から外れるため詳しく言及しない。
- (3) この区別には説明的な役割を与えることもできる。しかしそれならば「正統だが不当な統治」の概念も、現実には生じうる事態である以上、視野に入れねばならない(むしろこのような統治の存在こそがヒュームが批判し、それゆえに仮説的同意論の説明理論上の問題点となるのではなかろうか)。しかし、著者はこの概念の考察を行っていない(p. 78参照)。

## 参考文献

- Darwall, Stephen. 1995. *The British Moralists and The Internal 'Ought' 1640-1740*. Cambridge University Press.
- 下川潔. 2018. 「書評：小城拓理『ロック倫理学の再生』」, 『イギリス哲学研究』第41号:53-5.